

データヘルス計画策定支援業務委託仕様書

第1 件名

データヘルス計画策定支援業務

第2 目的

京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）加入者（以下「加入者」という。）のレセプトや特定健康診査、特定保健指導等のデータ（以下「各種データ」という。）を活用して加入者の健康状態や疾病構成、医療費の現状等を把握し、課題を明確にするとともに、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（以下「第2期データヘルス計画」という。）の実績評価及び総括を行い、その課題に対して効果的かつ効率的な保険事業を実施するため、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（以下「第3期データヘルス計画」という。）を策定する。

<参考>

① 提供する帳票・各種データ

- ・ 健診等受診結果データ（約18,000件/年）
- ・ レセプトデータ（約30,000件/月）
- ・ その他分析等に必要と認められるデータで、共済組合が提供可能なもの

② 共済組合の状況

- ・ 所属所数 9 か所
- ・ 加入者数 31,269 人（令和5年4月1日現在）
- ・ 特定健康診査受診者数 10,766 人（令和3年度）
- ・ 特定保健指導終了者数 617 人（令和3年度）

第3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）までとする。

第4 業務内容

下記のとおりとし、分析、評価等は、国（総務省、厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた最新の知見に基づき、共済組合の既存事業の実情に応じて行う。

1 基礎となる現状分析

各種データを活用し、下記の内容を中心に分析することし、必ず、加入者全体と組合員、被扶養者ごとの比較、年齢、性別、所属所ごとの視点で分析すること。デ

ータ分析の方向性については事前に共済組合と協議のうえ決定し、必要に応じて追加分析を行う。

なお、国や京都府、他の政令指定都市等が公表しているデータがある場合は、可能な範囲で比較すること。

(1) 基礎統計

共済組合における医療費の全体像を明確にすること。

(2) 疾病別医療費分析（統計）

生活習慣病、人工透析導入者、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、その他のがん、脳卒中、虚血性心疾患等进行分析すること。

(3) 高額レセプトの疾病傾向分析

(4) 多受診者（頻回・重複受診者）に関する分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。

(5) 特定健診受診者と未受診者の医療費状況

(6) 特定健診・特定保健指導の実施状況（未受診者の傾向と対策）

(7) 健診異常値放置者に関する分析

健診受診しているが異常値があり、その異常があった検査値に対し、レセプトから関連のある治療や検査がない者を特定し、所属所ごと等の特徴を明らかにすること。

(8) ジェネリック医薬品に関する分析

(9) 歯科に関する分析

糖尿病や心疾患等患者について、歯科受診者と未受診者の医療費を分析すること。

(10) その他、データ分析が必要と認められる項目

2 分析結果の報告

「1 基礎となる現状分析」の結果を取りまとめた報告書を共済組合に提出する。

なお、理解に時間がかかるようなものにならないよう、表やグラフを活用し、分かりやすさや見やすさに配慮すること。

3 第3期データヘルス計画骨子（概要）の提案

前項までの分析結果等から共済組合加入者に効果的と考えられる保健事業を提案する。

また、その根拠となる分析結果等の関係性が分かるよう掲示する。

データヘルス計画骨子は共済組合の保健事業実施状況を踏まえ、共済組合と協議し決定していくこととする。

4 第2期データヘルス計画の実績評価及び総括並びに第3期データヘルス計画の策定

第1項の現状分析により共済組合の課題を明確にするとともに、第2期データヘルス計画の実績評価及び総括を行い、実績評価及び総括の内容を踏まえて、下記のとおり、第3期データヘルス計画を策定する。

作成にあたっては、厚生労働省が示した「保健事業実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」を参考とすること。また、全国市町村職員共済組合連合会が示す第2期データヘルス計画実績評価及び第3期データヘルス計画策定のためのガイドライン及び総務省福利課をはじめとする国の方針を踏まえたものとする。

(1) 背景の整理

各種データを活用し、加入者の特性を把握し、現在実施している保健事業について評価する。

(2) 分析結果に基づく健康課題の把握

分析結果から加入者の健康状況と疾病構成を明らかにし、共済組合の健康課題を明らかにする。

(3) 目的・目標の設定

問題・課題に対する保健事業について目的・目標を設定する。

(4) 保健事業の実施計画

目標達成に向けた各種保健事業計画を策定する。

(5) 保健事業実施計画の評価方法

各種保健事業の評価指標を策定する。

(6) 保健事業の見直し

各種保健事業の目的・目標の達成状況について、評価の時期や見直しについて検討し決定する。

(7) 計画の公表・周知

第3期データヘルス計画の周知方法を検討し決定する。

(8) 事業運営上の留意事項

関連部署との連携及び関連事業を検討し決定する。

(9) 個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについて記載する。

5 その他の留意事項

関係部署、有識者等で構成する協議の場や、既存の計画との連携・関係者との協議・合意等について支援、助言等を行う。

(1) 所属所との連携・協働（以下「コラボヘルス」という。）への支援

共済組合が所属所とのコラボヘルスを行う際に、所属所の理解が深まるよう必要な助力（資料提供等）を行う。

(2) 保健事業実施にあたっての助言等

共済組合が保健事業を実施するにあたり生じた疑問等について医学的な裏づけや関係法令、社会動向等を踏まえた専門的知見に基づく助言・回答を行い、業務実施方法の改善等について提案を行う。

第5 スケジュール（予定）

令和5年6月	各種データ提供
9月～10月	分析結果の報告
	第3期データヘルス計画骨子（概要）の提出
令和6年2月	第3期データヘルス計画書納品

第6 成果物の提出

形式：電子媒体（CD-R）1部

紙媒体5部（A4版カラー印刷）

時期：上記「第5 スケジュール（予定）」のとおり

※ スケジュールに記載のないものの納期は別途協議することとする。

第7 従事者要件

受託者の従事者は次の要件を満たす者とする。

- 1 共済組合からの問い合わせに対して、医学的な裏付けや関係法令、社会の動向等を踏まえた回答が可能であること。また、データの運用に当たっては、システムに精通した者が担当すること。
- 2 データヘルス計画推進支援又は医療費分析の実績があること。

第8 支払い方法

- 1 業務に関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。
- 2 受託者は業務終了後に業務内容の報告書を共済組合に提出し、共済組合に対し契約代金を請求すること。
- 3 共済組合は、上記2の報告書について確認した結果、契約に定めた事業に適合すると認めるときは、受託者から適法な請求書を受領した日から原則30日以内に支払うものとする。
- 3 本業務に関連するもの以外で新たに業務追加の要望がある場合又は、天災その他

不可抗力による業務変更を行う場合は共済組合と受託者が対応方法及び費用等について協議を行うものとする。

第9 データの取扱い

- 1 受託者は、本業務を履行する目的にのみ各種データを使用することとする。ただし、匿名化した各種データ（以下、「匿名化済みデータ」という。）を利用する場合に限り、受託者は自己の責任において匿名化済みデータを受託者の有するベンチマークデータの一部として利用、及び保険者間の比較等の解析や公衆衛生の向上に資する事業および研究開発を行う目的で利用することができるものとする。
- 2 受託者は、提供データについて善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 3 受託者は、共済組合の指示があるときは、遅滞なく提供データを返却または共済組合の指示に従い処分しなければならない。

第10 成果品の利用及び著作権

- 1 受託者は、共済組合に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、受託者が契約締結前から保有する報告書フォーマット・ノウハウ等の著作権については、譲渡の対象に含まない。
- 2 共済組合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 共済組合は、受託者の知的財産権の保護に十分配慮し、本業務の範囲内で成果品を利用するものとする。

第11 個人情報の取り扱い

- 1 受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。契約期間経過後及び業務に携わった者が離職した場合においても同様とする。
- 2 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

第 1 2 その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については、共済組合の認定に従うこと。